

P.03

個人所得税申告書の 作成ガイド2024

タックスリターンの申告方法を詳しく解説！

P.08

ITトレンドを追う

P.09

アメリカで実践！
バイリンガル子育て

3 FEATURE STORY

個人所得税申告書の 作成ガイド2024



8 ITトレンドを追う

在米日系中小企業の効率的な
ITアウトソーシング戦略

9 アメリカで実践!
バイリンガル子育て 竹井カヨコ

駐在キッズの英検®攻略法



発行元：株式会社システムサポート

編集・制作：吉田沙織、齋藤春菜、柴田早央里、森原潔、宇野彩乃

個人所得税申告書の作成ガイド 2024



今年も税務申告の季節がやってきた。本特集では、税務申告書 (Tax Form) とその解説書 (Instruction) を日本語で分かりやすく説明する。

本稿は、特に日系企業で1年を通して米国に滞在する駐在員が連邦税務申告書「Form 1040」を自身で作成できるようにステップを示し、並行して税務申告書に記入できるように項目順に説明する。



筆者：小原^{かずし}万志

小原公認会計士事務所 (インディアナ州)。グローバル勅許管理会計士、米国公認会計士、公認情報システム監査人、公認情報技術プロフェッショナル。早稲田大学卒業。大蔵省・国税庁、BIG4等監査法人、米国日系現地法人自動車部品会社勤務。在米37年。
連絡先：obaracpacisa@gmail.com

2024年の税制改正の主な項目は以下のとおり。税務申告書を作成する前に読んでおこう。なお、65歳以上の高齢者は税務申告書1040-SRで申告を行う。

1. 申告期限(Form 1040)

2024年分の税務申告書の提出期限は2025年4月15日(火)となる。

2. 概算額控除の増額(Line 12)

2024年、概算額控除が以下のとおり増加。

独身者、夫婦個別申告者	1万5000ドル
夫婦合算申告者、適格生存配偶者	3万ドル
特定世帯主	2万2500ドル



1 申告の手順

ステップ① 準備、確認事項

それぞれに必要な所得、控除の書類、税務申告書と解説書を準備する。

●通常必要な書類の一例

所得に関するもの

Form W-2(給与源泉徴収票)、Form W-2G(ギャンブル儲けの支払調書)、Form 1099-B(株式・証券等売却明細書)、Form 1099-DIV(受取配当)、Form 1099-INT(受取利子)、Form 1099-MISC(賃貸収入)、Form 1099-NEC(役員提供報酬額、ロイヤルティなどその他の所得)、Schedule K-1(パートナーシップ損益分配報告書)、その他の賞金、宝くじ受取額、キャピタル・ゲイン計算書類など

控除に関するもの

Form 1098-T(授業料控除証明書)、固定資産税、寄付金・医療費などの領収書、州・市税予定納税、ギャンブル損額など

配偶者と夫婦合算申告を行う場合は、配偶者や扶養者各自がソーシャル・セキュリティ番号(SSN)または米国納税者番号(Individual Taxpayer Identification Number = ITIN)を取得する必要がある。ソーシャル・セキュリティ番号は、Form SS-5(SSN申請書)と必要書類をSocial Security Administration事務所に提出して申請する。ソーシャル・セキュリティ番号を取得できない配偶者や扶養家族は、税務申告書提出時にForm W-7(ITIN申請書)を添付して米国納税者番号を申請する。申請方法についてはステップ④(P7)を参照。

豆知識

- 2017年より自分の申告記録をIRSから入手するための本人確認方法として、新たにIP PINは発行せず、前年度の調整後所得金額または前年度に選択したPINを使用することを義務付けていた。しかし、2022年の解説書によると新しいIP PINは毎年発行されており、2024年分は2025年1月中旬までに送付される。このIP PINは、2025年に提出する過年度の申告にも使用できる。
- IRSのオンラインアカウントにアクセス：身元を認証する必要がある。連邦税のアカウントに安全にログインするには、IRS.gov/Accountにアクセスすること。オンラインで税務記録にアクセスすることもできる。
- 申告義務の要件は、居住者の場合、全世界で一定額以上の所得があること。金額は申告資格(Filing Status)および年齢により異なる。たとえば、

2024年12月31日時点で夫婦双方が65歳未満であれば、夫婦合算申告をする場合は2万5900ドル以上、夫婦個別申告をする場合は5ドル以上の所得があると申告義務がある。

- 扶養していることでも、ある一定の所得がある場合は単独で納税者として申告する必要がある。
- Form W-2やForm 1099の書類は、翌年の1月31日までに支払人から個人に発送される。

- 米国納税者番号を2013年1月1日以前に取得、または過去3年間連続して税務申告書に記載しなかった場合は、更新義務がある。

ステップ④ 税務申告書提出

2024年分の税務申告書の提出期限は4月15日(火)となる。なお、メイン州またはマサチューセッツ州に住んでいる場合は祭日の関係で提出期限が異なるため注意。

同日までに税務申告書を提出できない場合は、Form 4868を提出することにより申告期限を6カ月延長できる(延長手続き後の提出期限は事前に要確認)。税務申告書に納税者本人名(夫婦合算申告の場合は配偶者名)と日付を記入し、所轄するIRSへ郵送。郵送先は税務申告書解説書で確認。税務申告書提出時に米国納税者番号を申請する場合は、Form W-7を税務申告書に添付して下記の住所に郵送する。郵送手段により郵送先住所が変わるので、注意が必要。

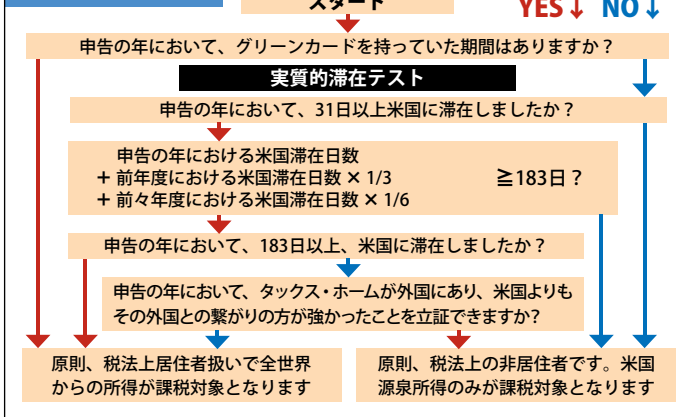
USPSを利用する場合

Internal Revenue Service
ITIN Operation
P.O. Box 149342
Austin, TX 78714-9342

USPS以外のPrivate Carrier (FedEx等)を利用する場合

Internal Revenue Service
ITIN Operation
Mail Stop 6090-AUSC
3651 S. Interregional, Hwy 35
Austin, TX 78741-0000

居住者判定テスト



ステップ② 税務申告書への記入

解説書と本誌8ページからの「所得税申告書(Form 1040)の作成」に従って税務申告書を記入する。IRSのウェブサイトからオンライン上で申告書への情報記入も可能。

ステップ③ 必要書類の添付

税務申告書の1ページ目にForm W-2を必ず添付する。その他のForm (Form W-2GやForm 1099-R)は、源泉徴収されている場合のみ添付する。納税者番号を取得する必要がある場合は、税務申告書にForm W-7とパスポートの原本もしくは旅券所持証明書を添付し、税務申告書提出時に申請する。

配偶者が日本在住の場合はパスポート認証を添付する。その際、税務申告書の郵送先は通常と異なり、テキサス州のITIN Operation Centerとなるので注意が必要。税務申告書で報告した所得や控除の証拠書類を税務申告書に添付する必要はないが、のちにIRSからの質問や調査があった際に備えて保管しておくこと。

豆知識

- 配偶者および子どもの米国納税者番号の申請の際には、パスポートまたは旅券所持証明書の提出が必要。
- 旅券所持証明書は、在米日本国大使館または総領事館で取得できる。居住地域を管轄している在米日本国大使館または総領事館は、以下のサイトで確認。 www.mofa.go.jp/mofaj/annai/zaigai/list/n_ame/usa.html
- IRS Taxpayer Assistance Centerへ直接出向いてパスポートの認証をしてもらうことも可能。IRSに出向く際には完了した申告書持参も必要。諸条件を満たせば、IRSのAcceptance Agentを通して米国納税者番号を取得することも可能。
- 日本では、在米日本国大使館または総領事館で取得できる。事前に在米日本国大使館または総領事館のサイトで予約が必要。在米日本国大使館または総領事館はアメリカ国籍以外のパスポート認証を発行できる。

豆知識

- 4月15日が週末や祝日となる場合は、次の事業日が申告締切日になる。締切日の消印が有効。毎年4月15日、主要な郵便局は深夜12時まで納税者の対応に当たる。
- 国外からでも締切日の消印があれば受領される。
- 税務申告書を郵送する場合で特に税金の追加支払いを必要とする場合は、提出遅延、支払い遅延に課せられる罰金と利息を回避するため、Certified Mail(書留郵便)を利用することをおすすめする。
- 延長手続きをした場合、税金の支払期限は当初の申告締切日となる。申告期限延長の申請をしても、確定申告額の90%が納税されていない場合は申請が却下される可能性がある。

ステップ⑤ 書類の保管、修正申告、税務調査

税務申告書の作成に使った書類は、所得や控除の証拠書類として最低でも時効が成立する3年間は保管が必要。IRSはこの期間に手紙で税務申告書について問い合わせをしたり、調査官による税務調査を行ったりする。申告内容の立証責任は納税者側にあるので、納税者が申告内容を証明できない場合は控除が否認されて追徴税や利息、ペナルティの対象になることもある。

豆知識

- 無申告年度や不正、虚偽申告年度には時効が適用されない。
- 総所得の25%を超える過少申告がある場合、時効は3年から6年に延長される。
- 賃貸不動産や証券の購入価格など、減価償却や将来の課税所得の計算に必要な書類は、同資産を保有している限り保管する必要がある。
- Form 8822 “住所の変更”が提出されない限り、最後に提出された税務申告書の住所がIRSからの通知の住所となる。

2 所得税申告書 (Form 1040) の作成

1 課税所得の計算

課税所得は次のように計算される。



2 税務申告書 (Form 1040) の説明

A. 申告資格 (Filing Status)

(Page 1)

申告資格を選択する。申告資格ごとに税率や控除制限の基準額などが異なる。既婚かどうかは年末(12月31日)の時点で判断される。

申告資格	説明
夫婦合算申告者 (Married Filing Jointly)	夫婦の所得と控除を合算し、1通の申告書として申告する。通年で米国居住の既婚者のみが選択できる。ただし、赴任で途中から米国居住者になっても、あるいは配偶者が日本在住であっても一定の選択をすることで合算申告は可能となる。
夫婦個別申告者 (Married Filing Separately)	既婚者が夫婦別々に申告をする場合。税率の適応対象額の枠が狭まり、控除にも一定の制限がある。ただし、赴任年度、帰任年度の場合、個別申告のみとなる場合がある。
特定世帯主 (Head of Household)	未婚者で同居することも、孫、適格親族を扶養している人が選択できる。
適格生存配偶者 (Qualifying Surviving Spouse)	配偶者が他界した年の後2年間、一定の条件を満たせば夫婦合算申告と同じ税率を利用できる申告身分。
独身者 (Single)	上記のいずれにも該当しない者。

B. 納税者情報 (Taxpayer Information)

(Page 1)

申告者の氏名、ソーシャル・セキュリティ番号、納税者番号などの納税者情報を記載する。夫婦合算申告をする場合には、必ず配偶者の情報の記載が必要。また、夫婦個別申告をするとしても、配偶者のソーシャル・セキュリ

ティ番号か納税者番号が必要。

豆知識

- 申告書提出後に住所が変更になった場合は、住所変更通知 (Form 8822) を提出。
- 大統領選挙キャンペーン基金の質問は、どちらを選択しても税額には影響しない。

B1. 仮想通貨 (Digital Assets)

2024年に仮想通貨を含む取引を行った場合は質問に回答する必要がある。

C. 児童控除 (Child Credit)

(Page 1)

2018年から人的控除が廃止されたが、児童控除についての適格性を確認する必要がある。適格性がある場合、Child Tax Credit等(4)にチェックする。

D. 所得項目 (Income)

(Page 1 Line 1-8)

Line 1から8の合計額が総所得になる。総所得から所得調整項目を引き、調整後総所得額(Adjusted Gross Income)を計算。これが、各種控除の適用基本額となる。所得調整項目には、自営業者に課せられる健康保険料やソーシャル・セキュリティ・タックス、慰謝料の支払い(Alimony)、個人退職金積立口座(IRA)の掛け金などが含まれる。

1 賃金、給料、チップ等 (Line 1)

給与所得、受取利息、受取配当金などの所得をForm W-2、Form 1099、その他の書類から記入する。そのほか、日本で支払われる留守宅手当て、退職金、給与・賞与、一時帰国手当て、住宅費補助などのすべてが勤務所得になる。キャピタル資産(家屋、ボート、自動車、金融資産などの個人が保有する資産)の売却損益などはSchedule D、賃貸収入はSchedule E、事業所得はSchedule Cで申告する。夫婦合算申告の場合は配偶者の収入も含む。

2 非課税利息 (Line 2a)

地方債などの非課税の利息を受け取った場合、利息支払者はForm 1099-INTまたはForm 1099-OIDを納税者に送付する。

3 課税対象利息 (Line 2b)

利息支払者は、Form 1099-INTまたはForm 1099-OIDを納税者に送る。課税対象となる利息総額を2b欄に記入する。ただし、合計金額が1,500ドルを超える場合、Schedule Bを記入して添付する。合計金額が1,500ドルを超えない場合でも外国預金口座報告書の提出義務がある場合、Schedule B自体は7の箇所を記入して添付する必要がある。

4 適格配当金 (Line 3a)

アメリカの場合、適格配当金は支払調書上明確に区別される。日本の持株会からの配当金等については一般的に適格と見なされる。適格配当金の合計額を記入する。

5 普通配当金 (Line 3b)

配当金支払者は納税者にForm 1099-DIVを送付。合計額を記入する。

6 個人退職年金、年金 (Line 4a-5b)

所得税やその他の控除される前のIRA等からの配当総額、または年金総額を示すForm 1099-Rを受け取る。ワークシートにより課税金額を計算する。

7 社会保障給付 (Line 6a-6b)

支払われた社会保障給付の合計を示すForm SSA-1099を受け取り、ワークシートにより課税所得を計算する。

8 その他の収入 (Line 8)

Schedule 1

Schedule 1を使用して、Form 1040に直接記入することができない収入または調整額を報告する。

<Part I>

ビジネスまたは農場の収入または損失、失業補償、賞金、またはギャンブルの賞金などの追加の収入がある場合

<Part II>

学生ローンの利子控除、自営業税など、請求する控除がある場合

豆知識

- 慈善寄付については、払い済み小切手や領収書で寄付の証明をする必要がある。250ドル以上の寄付の控除には、慈善団体からの受取書が必要。
- 税控除の対象となる慈善団体は、IRSのウェブサイト(www.irs.gov/app/pub-78)で確認できる。

G. 適格事業所得控除 (Qualified Business Income Deduction)

(Page 1 Line 13)

適格事業所得控除とはトランプ税制で導入された税制であり、個人でビジネスを行っている人に対する優遇措置。対象となる適格事業所得に関する詳細な規定があり、複雑となっているため、対象になると考えられる場合には専門家に詳細を相談することをおすすめする。スモールビジネスを対象とした特別控除。

H. 課税所得(Taxable Income)と所得税(Tax)

(Page 1 Line 15)

調整後総所得から概算額控除または項目別控除を差し引き、Line 13で計算した適格事業所得控除を差し引いた残額が課税所得になる。

I. 税額計算(Tax)

(Page 2 Line 16)

所得税は、課税所得が10万ドル未満の場合は税額表、10万ドル以上の場合には税金計算ワークシートを使って計算する。

(Page 2 Line 17)

Schedule 2 Part I

Form 1040に直接記入することができない追加の税金がある場合は、Schedule 2を使用する。これには代替ミニマム税(Alternative Minimum Tax=AMT)と超過分のプレミアム税額控除の返済が含まれる。

豆知識

- AMTは一般的に節税し過ぎた納税者に対する一種の罰則的な側面があり、通常の納税者に該当する場合はほとんどないが、多額の投資所得、K-1所得等がある場合で気になる方はプロフェッショナルに相談することを勧める。
- AMT課税所得がAMT控除以下の場合、AMT税額は発生しない。AMTの免除額は増加した(夫婦合算申告の場合は11万8100ドル、独身者の場合は7万5900ドル)。

E. 調整後総所得 (Adjusted Gross Income = AGI)

(Page 1 Line 11)

調整後総所得は、控除などを制限する際に基準としてよく使われる。

F. 概算額控除 (Standard Deduction) と項目別控除 (Itemized Deduction)

(Page 1 Line 12)

概算額控除と項目別控除の大きいほうの控除を選択することができる。

(a) 概算額控除(Standard Deduction)

概算額控除か次に説明する項目別控除かを選択し、課税所得の減額ができる。夫婦個別申告の場合、夫婦のどちらかが項目別を選ぶと二人とも項目別控除を選ばなければならない。納税者が年度末で65歳以上の場合や盲目の場合には、追加控除が可能。

(b) 項目別控除(Itemized Deduction)

総控除額は調整後総所得に制限されなくなった。

項目別控除例	控除対象となる事例
医療費	調整課税所得の7.5%を超えた額。健康診断費、健康保険料、メガネ、コンタクトレンズ代、入れ歯、松葉杖、禁煙プログラム費、診察費、治療費、入院費、手術費、処方箋による薬代、治療を受けるための交通費。
税金	州、市の所得税、アメリカ国内の固定資産税、動産税。(注)控除限度額：夫婦合算申告者1万ドル、夫婦個別申告者5000ドル
支払利息	住宅ローン利息
慈善寄付	IRSより慈善団体の認可を受けている宗教的、慈善的、教育的、科学的、または文学的組織への寄付。
災害・盗難損失	自動車事故、災害、水害など。保険金払い戻しの適用を受けなかった調整後総所得の10%を超えた額。盗難届け等の保管。

<補足> 災害・盗難損失：災害・盗難損失の控除は、連邦政府によって被災地認定を受けた場合のみに限定される。

J. 扶養子女税額控除

(Child Tax Credit or Credit for Other Dependents: Schedule 8812)

(Line 19)

2022年度は資格のある児童一人につき2,000ドルまでの控除となり、1,500ドルまでは返金可能(Refundable)だったが、2023年度以降は追加の児童税額控除の最大額が対象となる児童一人につき1,600ドルに増加された。ただし所得制限があり、課税所得が40万ドル(夫婦合算)を超える場合、控除額は減額される。また、ソーシャル・セキュリティ番号を所有しない児童に控除は適用されない。納税者番号を保有している児童には、その他の要件を満たすことで一人500ドルまで控除が認められる。

(Line 20)

Schedule 3 Part I

扶養子女税額控除または他の扶養家族の控除以外の返済不可能な税額控除を請求する場合。たとえば外国税額控除、教育税額控除、一般事業税額控除など。

K. その他の税金 (Other Taxes)

(Page 2 Line 23)

Schedule 2 Part II

Form 1040に記入できない他の税金がある場合は、Schedule 2 Part IIを使用する。

- ・ 自営業者税
- ・ 未払いソーシャル・セキュリティ税およびメディケア税
- ・ IRAなど、適格退職プランに関する税
- ・ 自宅で個人的に雇用した従業員の給与関連税
- ・ 健康保険税

豆知識

- ・ Schedule H: 2024年中にベビーシッターや家政婦、運転手、ハウスキーパーなどを雇用し、次のいずれかに該当する場合は家庭内従業員税の対象となる。税金はSchedule Hで計算する。また、①～③に該当する場合は家庭内従業員へForm W-2の発行も必要。詳しい手続きは専門家に相談。
 - ① 2024年中に2,400ドル以上の賃金をもらった従業員がいた場合。配偶者、21歳未満の実子、両親、2024年中18歳未満の被雇用者に払われた金銭は賃金に含まれない。
 - ② 2024年中に家庭内従業員の賃金から源泉徴収した場合。
 - ③ 2023年か2024年中の四半期で、家庭内従業員に払った総賃金が1,000ドル以上あった場合。配偶者、21歳未満の実子、両親に払われた金銭は計算に含めない。
- ・ 勤労所得が20万ドル(独身者)、もしくは25万ドル(夫婦合算)を超えた納税者には、限度額を超えた所得に対して0.9%の特別メディケア税が加算される。複数の会社からW-2が発行される人はW-2のメディケア対象所得の合計をForm 8959で計算し、給与からの源泉税で不足している特別メディケア税を税務申告書提出時に払う必要がある。
- ・ 健康保険税: 2014年から個人は健康保険加入が義務付けられており、未加入者は税務申告時に罰金を支払う必要があったが、2018年からは罰金を払う必要がなくなった。健康保険に関する書類としては、マーケットプレイスが発行するフォーム1095-A、保険会社が発行するフォーム1095-B、雇用主が発行するフォーム1095-Cがある。

L. 納税額 (Payment Tax)

(Page 2 Line 25-33)

Schedule 3 Part II

Line 24の確定税総額を相殺する前払い税金などをW-2、1099から記入する。また、その他の払い戻し可能なクレジット、その他の税金をSchedule 3 Part IIから記入する。Line 25d、26、32の合計額が納税額合計となる。

役務所得税額控除、追加扶養子女税額控除、アメリカ教育費支援税額控除、または、Schedule 3 Part IIに計上したその他の支払いと返金可能な控除を請求する場合(たとえば、正味プレミアム税控除、申告延長申請で支払われた金額、過剰に源泉徴収された社会保障税、健康保険税控除など)。

豆知識

通常、給与の源泉徴収額は、従業員のForm W-4により算出され、申告納税額の9割を納税していない場合にはペナルティの対象となる。

M. 還付 (Refund) あるいは追加納税 (Amount You Owe)

(Page 2 Line 34-37)

Line 33の納税総額が確定税総額より大きい場合、差額をLine 34に過剰納税額として記入する。そのうち翌年の税金に充当したい金額があればLine 36に、残額は還付希望としてLine 35aに記載する。還付の方法には小切手と銀行振り込みがあり、後者を希望する場合は銀行口座情報をLine 35b、35c、35dに記載。

確定税総額が納税総額よりも大きい場合は、追加納税が必要。差額をLine 37に記載し、オンライン、電話、携帯電話、現金(制約あり)、小切手、マネーオーダーのいずれかの方法で納税する。

豆知識

申告書を郵送した場合、4週間後からwww.IRS.gov/Refundsの“Refund Information”で還付の状況を確認できる。iPhoneやアンドロイド搭載のスマートフォン向けのアプリケーション“IRS2Go”でも還付状況を確認できる。

海外金融資産情報開示 (FinCEN 114 と Form 8938) について



1 FinCEN 114 (外国金融口座報告書)

米国外に金融資産を保有している人は、口座の残高合計額が年途中で一度でも1万ドルを超えた場合、連邦個人税務申告書と別に外国金融口座報告書(FinCEN 114)の提出が必要である。このフォームは税法に基づくものではなく、マネーロンダリングなどの違法行為を取り締まることを目的とした法律に基づいている。銀行などはこの法律をもとに、米国外にある銀行・金融口座情報の開示を要求される。そのため、提出先はIRSではなく米国財務省(Treasury)になる。

また、2016年度分から、FinCEN 114の提出期日は米国個人所得税申告書の提出期日と同じ(原則4月15日)。提出はすべてEファイル(オンラインによる電子申告)が義務付けられている。FinCEN 114は延長申請も可能。

豆知識

- ・ 夫婦合算申告で、申告者と配偶者が各自の金融口座を保有する場合は、別々の提出が必要になる。
- ・ 近年このフォームの注目度が高まっており、ペナルティも大変厳しいものとなっている。フォームの未提出、必要情報の未記入、虚偽の記載はペナルティの対象となる。

2 Form 8938 (外国金融資産報告書)

前述で説明した通り、FinCENを管轄しているのは米国財務省(Treasury)だが、Form 8938の管轄はIRSになり、税務申告書に添付して提出する。対象となる資産は多岐にわたり、上記のFinCEN 114より広範囲に及ぶので注意が必要(詳しくは専門家に相談)。

豆知識

- ・ Form 8938を提出する必要がある人は、FinCEN 114の提出義務が発生する場合がある。
- ・ FinCEN 114と同様、ペナルティも厳しいものとなっている。
- ・ 非居住者の場合、FinCEN 114の提出義務はない。ただし、租税条約により非居住者となる場合は提出義務は残る。

これだけは
押さえない!

ITトレンドを追う

ITの進化を捉え、成功に導く最新トレンドを解説します。
クラウド、AI、セキュリティ対策などのトピックスをわかりやすく紹介し、
トレンドの波に乗るための情報をお届けします。
ビジネスに役立つ実践的な知識を提供。

Vol. 2 > 在米日系中小企業の効率的な IT アウトソーシング戦略

アメリカを拠点に活動する日系の中小企業にとって、IT運用とコスト管理は重要な課題です。特に、ITリソースが限られている中小企業では、社内でITを全て管理するのは難しく、コストも膨らみがちです。こうした背景から、PCやネットワーク機器の管理を専門業者に委託する「ITアウトソーシング」が注目されています。アウトソーシングにより、運用効率と費用対効果の向上が期待でき、限られたリソースでのIT運用が可能になります。

ITアウトソーシングのメリット

・運用コストの削減

IT機器の購入費用や保守費用、社員の教育コストを削減できる。これにより、定額料金で予算管理がしやすくなり、計画的にIT運用が可能となる。無駄な支出を抑えることができる。

・専門知識の活用

外部の専門業者は、最新の技術やセキュリティ対策に精通している。これにより、日常的なトラブルに迅速に対応し、サイバーリスクに備えた万全の対策が可能である。IT人材の確保が難しい中、確実なサポートが得られる点が大きなメリットである。

・社内リソースの最適化

IT管理をアウトソーシングすることで、

社内リソースをコア業務に集中させることができる。限られた人材や時間を有効活用し、生産性を向上させることが可能である。

マネージドサービスの活用

ITアウトソーシングの一環として、多くの企業が「マネージドサービス」を採用しています。マネージドサービスは、PCやネットワーク機器の運用・保守を包括的に管理するサービスで、機器のセットアップ、メンテナンス、トラブル対応などを一括して提供します。例えば、PCのセットアップやセキュリティ更新、ネットワーク機器の監視やウイルス対策も含まれるため、安心してIT環境を維持できます。これにより、従業員はトラブルから解放され、本来の業務に集中できるようになります。

まとめ

アメリカを拠点に活動する日系中小企業にとって、ITアウトソーシングは限られたリソースでのIT運用効率の向上とコスト削減の効果的な手段です。特に、マネージドサービスを活用すれば、専門業者のサポートにより、安定したIT環境を維持しつつ、企業は安心して業務に集中できるようになります。ITリソース不足やコストの悩みを抱える中小企業にとって、ITアウトソーシングは有効な解決策と言えるでしょう。



STSI Innovation, Inc.

ITソリューション部門「MultiNet」では、システム開発・サーバー構築・ウェブサイト制作からセキュリティ対策から在米日系企業様のサポートをしております。

multinet-usa.com

info@sts-innovation.com



Vol.2 駐在キッズの英検® 攻略法

なぜ英検®?

駐在など期間限定でアメリカに来ているご家族のお子さんのなかには実用英語技能検定、通称「英検®」に挑戦される方がいらっしやと思います。帰国後の進学や受験のことを考えると、英検®に合格しておくと思恵を受ける可能性があります。また、返済不要の奨学金を取りやすくなるなどの可能性もあります。今回は、米国滞在中に英検®に挑戦しておきたいご家族のための英検®合格の攻略法について紹介していきます。

英検®のゴール設定

子どもの英語教育でまず目標にすべきは「CEFR B2 レベル」です。CEFRとは、語学力のレベルを示す国際標準規格です。TLC for Kidsでは、英語のゴールを“小学生で英検®準2級~2級(CEFR B1)” “中高生で英検®2級~準1級(CEFR B2)”と設定しています。ちなみにCEFR B2(英検®準1級)を取得すると、日本トップ1%の英語力を持っていることになります。



CEFR B2の英語力の育て方

① Reading Fluency (すらすら読む力)

まずは5分以内で1冊読み終える程度の超簡単なレベルの本からスタートしましょう。この時は理解よりも声に出してすらすら読めるようにすることを優先させてください。内容理解は60~70%で十分です。Readerと呼ばれる短くて薄い児童向けの本を100冊読めるようにしましょう。

② Reading comprehension(読解力)

意味の分からない単語に出会ったときは、「Thesaurus」や「synonym」と呼ばれる類語辞典で探しましょう。英語を英語で理解することがポイントです。「appleはりんご」と訳読するのではなく、類語辞典を活用し英語の語彙を増やしていきましょう。

③ Extensive reading(多様なジャンルの読み)

小学3~4年生以降になってくると、子どもが好きな本に加えて自然科学や科学技術の本、政治や経済の本、歴史本や伝記など、多様な分野の本に触れる機会を与えていきましょう。

④ Summarizing Skills(要約力)

書いてある内容について「なぜか」「本当か」「どうしてか」と思考する練習を繰り返すことが必要です。(読んだ本に対して) どんなお話だったの? と聞いてみたり、家族の会話に加えたりするのも良いでしょう。200字、800字等でまとめるトレーニングを行うのもおすすめです。

⑤ Essays(書く力)

書く力は語彙力、読解力がないと身につかないので、②③④のアプローチを怠らないようにすることが大切です。また、英検®のライティングの試験はある程度決められた型があるので、その型に沿って文章を書く練習も必要です。

“海外で育つバイリンガルには英検®準1級は楽勝!”。そう思っている方も多いかもしれませんが、実際は準1級に合格できない子は多くいます。しかし、適切な手順で適切なアプローチを行えば、高度な英語力は必ず身につきます。TLCでは英検®に合格することが目的ではなく、英検®を通して子どもの自信が育ってほしいと思っています。英検®に興味がある方はTLC for Kidsの体験レッスンにご参加いただければ、カウンセラーがお子様にあったアドバイスをいたします。お気軽にお問い合わせください。

竹井カヨコ

ロサンゼルス圏のトランスエリアとオンラインで子供向けの日本語と英語の語学スクール TLC for Kids LA 校を主宰。広島大学の学校教育学部卒業後、小学校教諭として公立小学校の教育現場に勤務。教育委員会の施設で不登校児童のメンタルケアや学習サポート等にも携わる。のべ10年以上にわたり2000人以上の子供たちと関わってきた経験を生かし、現在はロサンゼルスで1歳半~15歳の生徒やその保護者と日々接している。



アメリカ生活やビジネスヒントを 伝えるU.S. FrontLineの オンラインサイト

usfl.com

随時
更新中!

アメリカの最新ビジネス関連ニュースから
生活情報まで多彩なコンテンツが満載。
これからアメリカで生活する人や、ビジネスの成功の
ヒントを探している人にとって強い味方です。





MULTINET

multinet-usa.com

ITサービス部門

ITソリューションで在米日系企業を支援



サービス

- システム開発・業務システム
- SaaS導入支援
- ITコンサルティング
- 各種マネージドサービス
- デジタルマーケティング
- サーバー構築運用保守
- ウェブサイト・HP制作
- ECサイト制作
- ビジネスフォン・会議システム
- ECサイト制作

apron

apron-usa.com

ビジネスプロセスアウトソーシング部門

経理、給与処理、人事、総務の代行サービス

日次、月次で発生する記帳業務や売掛金・買掛金管理、小口精算、給与計算。連結レポートや日本本社への報告資料作成まで、経理・給与関連業務全般を代行します。

主なサービス

- 経理・記帳代行
- 売掛・買掛金管理
- 経費精算・小口管理
- 給与計算・関連業務
- 財務レポート作成
- 日本本社向け報告資料作成



管理業務の変動
費化を実現



業務の安定化



不正の防止



人材紹介サービス部門

アメリカ全土へのネットワークで採用をサポート

stscareer.com

採用の流れ

